

# 障害基礎年金

ケーススタディー

## 『障害基礎年金の請求②』

(障害認定日による請求の場合)

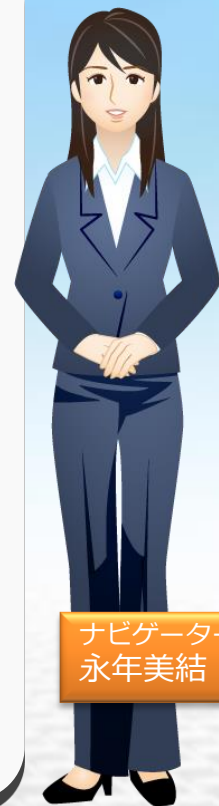
このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています



講師  
工藤悠真

## 【学習の目標】

- \* 初診日を特定する方法を習得する
- \* 障害認定日による障害基礎年金の請求までの流れを習得する。
- \* 相談が複数回に渡る場合の業務支援ツールの活用方法を習得する

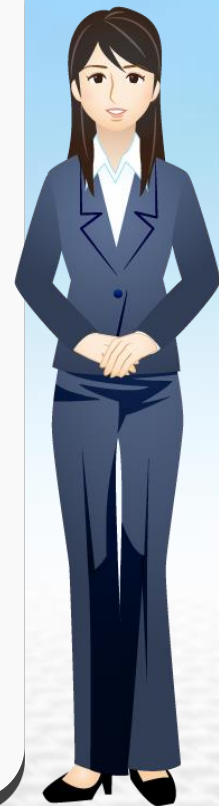


ナビゲーター  
永年美結



### <場面設定>

平成27年3月、脳出血で倒れ半身に麻痺が残って車椅子の生活となった方が、父親の障害年金の相談に訪れた。





# 1. 初回の相談対応





こんにちは、本日はどのようなご相談でいらっしゃいましたか？

父のことなんですが・・・



お父様のご相談ですね。お父様のどのようなご用件でいらっしゃったのでしょうか？

父が障害年金をもらえるのか教えてほしくて来ました。右腕と右足が麻痺してしまって、今、車椅子生活なんです。



本日は初めてのご相談になりますか？

はい、そうです。





**No.3-1 初診日とは？**

初診日とは

初診日とは？ ▶ 障害の医師または介護福祉士が初めて診察した日のことです。

初診日がなぜ大切？ ▶ 年金を受け取るには、初診日加入していることが必要です（20歳前障害による場合を除く）。年金を受け取るには、初診日納付要件を満たしていることが必要です。障害認定日は初診日を基準として算出されます。初診日に加入していた年金請求できる年金が変わります。

初診日を特定できない場合、障害基礎年金を受け取ることができない場合もあります

初診日を特定するには ▶ 1. 障害の原因となった傷病の診断書が揃っていること。  
2. 初診日を確認できる資料が揃っていること。

(注) 初診日が20歳前であることを確認する資料が入手できない場合は、親族の方からの実情により代替が可能の場合があります。

厚生年金に加入している間に初診日のある障害やけがで障害基礎年金に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして請求されます。

平成27年度版

---

**年金請求窓口のご確認ほか**

年金請求窓口のご確認

初診日において加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のようになっています。

年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者	当市区町村窓口
第2号被保険者	年金事務所
第3号被保険者	年金事務所
未加入者（20歳前障害の場合）	当市区町村窓口

年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市区町村役場	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

平成27年度版



かしこまりました。こちらをご覧ください。初診日に加入していた年金制度によって請求窓口が変わります。例えば、初診日に厚生年金保険に加入していた場合、障害厚生年金も請求できるので、請求窓口は日本年金機構の年金事務所になります。



窓口が年金事務所のケースもあるんですね。父の場合はどうなのでしょう？



お父様のご職業は？サラリーマンでしたか？



父は植木職人です。一人親方みたいなもんです。自営業です。いまはこんな状態ですから、もう続けることはできないでしょう。

No.3-1 初診日とは？

初診日とは

初診日とは？

障害の原因  
医師または  
公費で療養すること

初診日がなぜ大切？

年金を受け取  
加入して  
(20歳前)

年金を受け取  
納付要件を満  
たす

障害認定日は初診日を基準と  
して算出されます。

初診日に加入していた年金制  
度で請求できる年金が変わりま  
す。

初診日を特定できない場合、障害基礎年金を  
受け取ることができない場合もあります

初診日を特定するには

1. 障害の原因となった傷病  
があります。
2. 初診日を確認できる資料  
があります。

(注) 初診日が20歳前であ  
る場合は、障害認定料が入手  
し、障害の方からの集  
計より代金が可能な場合  
があります。

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金  
に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障  
害基礎年金が支給されます。

年金請求窓口のご確認ほか

年金請求窓口のご確認

初診日において加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のよう  
に異なります。

年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者	当市区町村窓口
第2号被保険者	年金事務所
第3号被保険者	年金事務所
未加入者 (20歳前障害の場合)	当市区町村窓口

年金のご相談

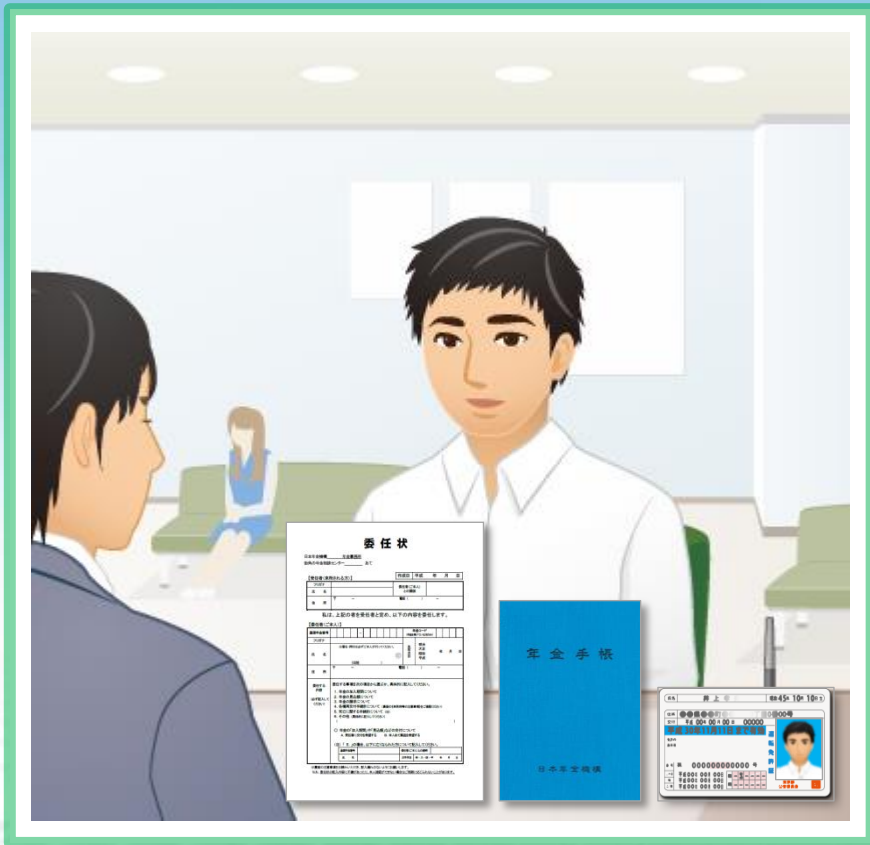
問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時
〇〇市区町村役場	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇時～〇時 土日祝：〇時～〇時



承知しました。先ほどご説明した初診日に、  
自営業など第1号被保険者でいらっしゃった  
場合は、こちらの窓口でお手続きいただけます。

そうですか。





それでは具体的な相談に入る前に、たいへんお手数とは存じますが、ご本人確認をさせていただきます。ご本人確認ができる証明書類とお父様の基礎年金番号が分かる書類を提示いただけないでしょうか。あと、お父様から交付された委任状が必要となりますが、本日はお持ちでしょうか？



父の年金手帳は借りてきました。父から書いてもらった委任状はこれです。父は右手に麻痺があって左手で書いたので、読めるかどうかわかりませんが。それから、私は運転免許証があります。



ありがとうございます。では、拝見します。







しょう がい き そ ねん きん  
障害基礎年金  
て つづ  
お手続きガイド

窓口におけるご確認事項

申請に必要な手続き書類の特定

障害基礎年金受給までの流れ

はじめてご相談される方へのご質問

年金を受け取るための3つの要件

いつから？

年金額はいくら？

ひつようしょらい

必要書類リスト

ご自身でのご準備事項

(または、手続きをされる方)

請求書類のご準備

窓口で請求書類のご提出

手続きに必要な要件などのご確認

請求書類のご提出と重要事項のご確認

説明事項のご確認

➡ 日本年金機構に提出



それでは、実際に障害年金をご請求いただくまでの流れをご案内します。こちらのお手続きガイドをご覧ください。

ここに書いてありますように、請求に必要な書類を確認するため、いくつか質問をさせていただきます。お父様のことなどプライバシーに関わるお尋ねもします。



わかりました。



いつから？ ねんきんがく  
年金額はいくら？

ひつようしょるい

 必要書類リスト

## ご自身でのご準備事項

(または、手続きをされる方)

 せいきゆうしょるい じゆんぴ  
請求書類のご準備

## 窓口で請求書類のご提出

 てつづ ひつよう ようけん かくにん  
手続きに必要な要件などのご確認 せいきゆうしょるい ていしゆつ じゅうようじこう かくにん  
請求書類のご提出と重要事項のご確認

せつめいじこう かくにん

 説明事項のご確認にっぽんねんきんきこう ていしゆつ  
日本年金機構に提出

お答えいただいた情報を整理した後に、障害基礎年金を請求する場合にご用意いただく書類のご案内をします。障害の認定審査には細かい確認事項や法令で定められた書類の提出が必要です。

この書類の中には、医療機関で作成いただく診断書のように費用がかかるものもありますが、その費用は遠藤様のご負担となります。そして、請求書類のご準備は、遠藤様にお願いすることになります。当町では、遠藤様から請求書類をお預かりするまでの対応をさせていただきます。



たくさん書類が必要なんですよね…。ちなみに診断書の作成費用はどのくらいかかるものですか？



5,000円から10,000円程度はかかるようですが、症状や医療機関によって異なります。具体的な費用については医療機関に直接お尋ねいただくことになります。こちらでは、必要な書類の準備のお手伝いをさせていただきます。



はい。わかりました。何だか複雑そうだし、相談も1回では終わらなさそうですね。





そうですね。受診した医療機関や初診日が特定できない場合などには、何回かお越しいただく場合もあります。

あまり何度も来れないのですが。



ご相談の内容にもよりますが、できるだけご負担なく請求いただけるよう努めます。

お願いします。







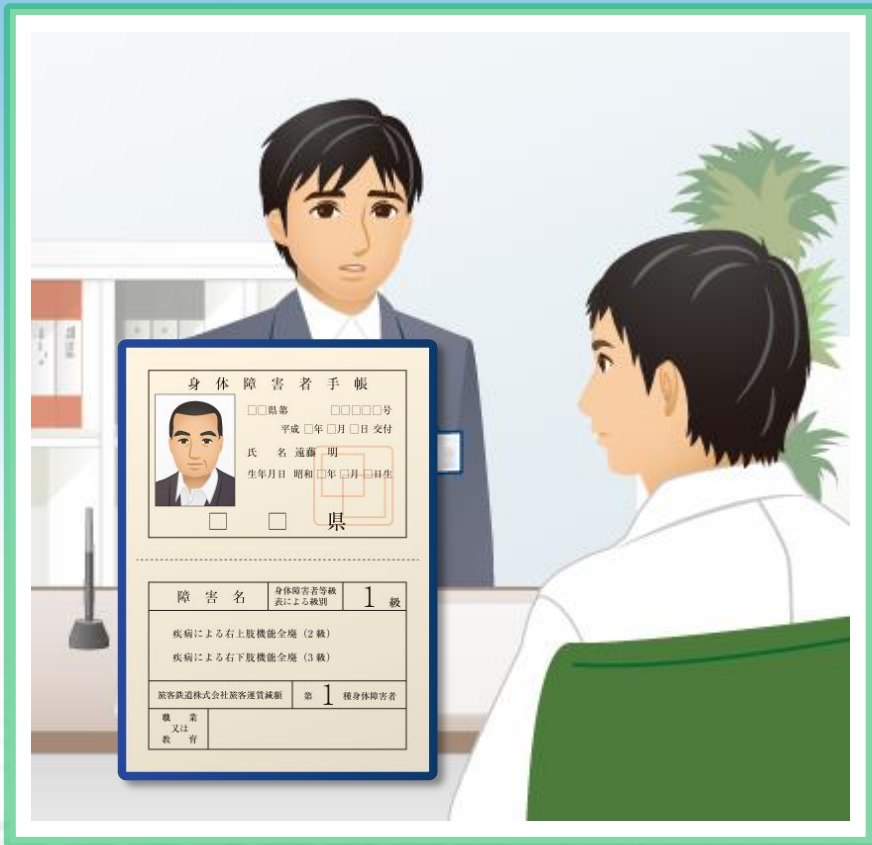
お父様は右手と右足に麻痺があるとお伺いしました。例えば、福祉事務所などから身体障害者手帳などの交付を受けていらっしゃいませんか？



はい、今日も一応持ってきました。見せましょうか？



よろしければ、拝見します。



・・・ありがとうございます、お返しします。  
 拝見したところ右手と右足に麻痺があるの  
 ですね。どのような経緯でそうられたのか  
 教えていただけませんか？



2年前の5月に脳出血で倒れて、しばらくたんで  
 すけど、右手と右足に麻痺が残って、  
 山手リハビリ病院から介護施設の  
 さくらユートピアに移ったんです。



脳出血で倒れて、麻痺が残って、  
 をされたけれども、  
 ことですね。



はい、そうなん

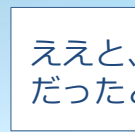








倒れたときの経緯をもう少し詳しく教えていただけますか？平成25年5月の何日か覚えていらっしゃいますか？



ええと、ゴールデン・ウィークのどこかの日だったと思います。



No.1-2 はじめてご相談される方へ

はじめてご相談される方への質問 (障害基礎年金)

1. どのような経緯でしょうか。
2. その方のどのようなご用件でしょうか。

3. しょうびょう(くたいできめいしょう) き けい おし  
その傷病(具体的な名称)に気づかれた経緯を教えてください。

※ 調査の過程で、確認事項が生じた場合、日本年金機構または市区町村よりご本人やご家族様へご連絡させていただきます。ご留意ください。





それより前に脳出血で倒れたり、他に病気やケガで具合が悪いところはありませんでしたか？



う～ん、そういえば脳出血で倒れたのは今回が初めてではないと思います。たしか、10年前にも1度脳出血で倒れたことがあったと聞いています。僕が中学3年のときだったかな。実は、その頃もう父と母は別れていて、父とは一緒に暮らしていなかったんですが、休みの日に家で倒れて救急車を呼んだんだそうです。なにしろ父は塩辛い物やお酒が好きで、昔から高血圧だったと母から聞いてましたから。



そのときの経緯と受診した病院はわかりますか？



いえ、さすがにそこまでは聞いていません。2年前に倒れたときのことは聞いています。休日に仕事仲間と飲みに行ったあと、帰宅途中で突然倒れ意識を失って、救急車で病院に運ばれたそうです。



救急搬送されたんですね。

はい、すぐに手術をして、状態が落ち着いたので山手リハビリ病院に移動して、今はさくらユートピアから通院をしています。これ以上良くなる見込みはないと先生に言われています。それで家でリハビリもできないですし自分も結婚しましたから、なかなか面倒が見られなくて・・・



# Q&A

## 問題

聞き取った内容や来訪者が持参した書類から、どのような情報を得ることができますか？そして、初診日をどのように特定していきますか？

考えてみてください。

**No.1-2 はじめてご相談される方へ**

はじめてご相談される方へのご質問（障害基礎年金）

- どなたのご相談でしょうか。
- その方のどのようなご用件でしょうか。
- その傷病（具体的な病名）にまつかれた経緯を教えてください。
- その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは何院の（医師）でよろしいでしょうか。
- いまかかっている医療機関を教えてください。

※ 審査の過程で、確認事項が生じた場合、日本年金機構または市区町村より本人、ご家族、ご本人や医療機関などに連絡をさせていただく可能性があります。

平成27年度版 20150401 / A6-01-6

**No.2-1 年金を受け取るための3つの要件**

初診日要件 [No.3](#)

初診日において

- 国民年金の被保険者である方  
または
- すべてを満たす方
  - 60歳以上65歳未満の方
  - 年金に国民年金の被保険者であった方
  - 日本国内に住所を有する方
  - 若年基礎年金の繰上げ請求をしていない方
- 20歳未満である方

障害認定日要件 [No.4,5](#)

- 障害認定日において「障害認定基準」に照らし合わせて、国民年金の障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態であると判断された方

障害認定日において障害等級が1級または2級に該当しない場合は？

- 事後重症による障害基礎年金**  
その後障害の程度が悪化し65歳に達した日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった場合には、65歳に達した日の前日までの間に改めて請求することができます。 [No.9](#)
- はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金**  
新たに別の障害（以下「基準障害」という。）にかかり、これにより以前の障害とは別の障害が発生する場合があります。この場合、基準障害の障害認定日以後65歳に達した日の前日までに、基準障害による障害と他の障害とを併合してはじめて1級または2級に該当する障害の状態になったときは、その併合した障害の程度により請求することができます。 [No.10](#)

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

平成27年度版 20150401 / A6-01-7

## 問題

聞き取った内容から、申請者が持参した書類から、どの情報を得ることが出来ますか。そして、初診日をどのように特定していきますか？

考えをみ



## 解答

1. 来訪の目的
2. 障害基礎年金の3つの要件をみたすかどうか
3. 初診日がいつか

## No.2-1 年金を受け取るための3つの要件

 初診日要件

⇒ 障-No.3

## 初診日において

3要件

- ・ 国民年金の被保険者である方

または

- ・ 60歳以上65歳未満の方
- ・ 過去に国民年金の被保険者であった方

または

- ・ すべてを満たす方

または

- ・ 20歳未満である方

3要件



## 初診日要件

⇒ 障-No.3

## 初診日において

- ・ 国民年金の被保険者である方

または

- ・ **すべてを  
満たす方**

- ・ 60歳以上65歳未満の方
- ・ 過去に国民年金の被保険者であった方
- ・ 日本国内に住所を有する方
- ・ 老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない方

または

- ・ 20歳未満である方

新たに別の傷病（以下「基準傷病」という。）にかかり、これにより従前の障害とは別の障害が発生する場合があります。この場合、基準傷病の障害認定日以後65歳に達した日の前日までに、基準傷病による障害と他の障害とを併合してはじめて1級または2級に該当する障害の状態になったときは、その併合した障害の程度により請求することができます。

⇒ 障-No.10

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

## 解答

1. 来訪の目的

2. 障害基礎年金の3つの要件を  
みたくかどうか

3. 初診日がいつか

## No.2-2 年金を受け取るための3つの要件

## ☑ 保険料納付要件

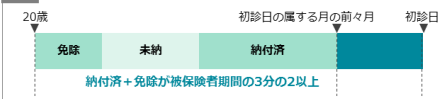
← No.6

## 3分の2以上納付（原則）

- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月（注1）までに国民年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、**3分の2以上の期間、納付済が免除**されていた方。

※ 納付しているとみなされるのは、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）の合計です。

## 例1

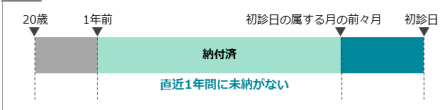


（注1）初診日が平成3年4月30日までの場合は、「初診日の属する月の前々月まで」が「初診日の月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月まで」となります。

## 直近1年間に未納がない（特例）

- すべてを満たす方**
  - 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月（注2）までの直近の**1年間**に保険料の未納がない
  - 平成38年3月31日以前に初診日がある傷病によって障害が残った
  - 初診日において65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の前日以前

## 例2



（注2）初診日において国民年金被保険者でない方は、初診日の属する月の直近の被保険者であった月までの1年間に保険料の未納がないことが必要となります。

## 解答

1. 来訪の目的
2. 障害基礎年金の3つの要件をみたすかどうか
3. 初診日がいつか





### No.3-2 初診日とは？

複数の傷病の関連が大きい場合は同一の傷病として扱い、初診日を特定します。

■ 複数の傷病が同一と扱われることが多い具体例

傷病名	関係	傷病名
糖尿病	→	糖尿病性網膜症
		糖尿病性腎症
		糖尿病性壊疽（糖尿病性神経障害、糖尿病性動脈閉塞症）
糸球体腎炎（ネフローゼを含む）	→	慢性腎不全
多発性のう胞腎		
慢性腎炎	→	慢性腎不全
肝炎	→	肝硬変
結核	→	聴覚障害（化学療法の副作用）
輸血の必要な手術	→	肝炎（手術等による輸血）
ステロイド投薬が必要な傷病	→	大腿骨頭無菌性壊死（ステロイド投薬による副作用）
事故による傷病	→	左記傷病による精神障害
脳血管の傷病	→	左記傷病による精神障害
肺炎	→	呼吸不全（肺炎等の手術の後の）

■ 同一の傷病と間違えやすい傷病の具体例

傷病名	関係	傷病名
高血圧	×	脳出血
		脳梗塞
近視	×	網膜剥離 視神経萎縮
糖尿病	×	脳出血
		脳梗塞

A⇒B :

Aの後にBが発症またはAとBは  
相当因果関係がある。  
(A病がなければB病は発症しない)

A×B :

AとBは相当因果関係なし

## 解答

1. 来訪の目的
2. 障害基礎年金の3つの要件を  
みたくかどうか
3. 初診日がいつか

## ポイント

- ◆ 発病から受診、受診から現在までの経緯の詳細な聞き取りを行う
- ◆ 初診日の判断の重要性を認識する



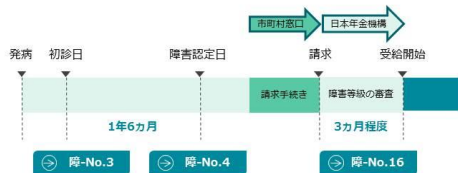
さきほど、手術のあとに山手リハビリ病院へ移動されたと言いましたが、その前に救急病院に搬送されたのですね。その救急病院の名前はご存じでしょうか。

そこまでは聞いていません。それが何か関係あるのですか？



## No.1-1 はじめてご相談される方へ

### ☑ 障害基礎年金受給までの流れ



#### ■ 初診日とは？

障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日となります。

⇒ 障-No.3

#### ■ 障害認定日とは？

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

⇒ 障-No.4

#### ■ 国民年金の障害等級とは？

障害の程度が重い方から1級および2級があり、障害の状態は障害等級表に定められています。障害者手帳の等級とは異なります。

⇒ 障-No.5



はい、障害基礎年金の請求にはいくつかのステップがあります。こちらをご覧ください。発病してから障害基礎年金が支給されるまでの手続きの流れが書かれています。

最初にも見せてもらいましたが、もう一度説明をお願いします。







次に、初診日から1年6か月を経過した日または症状が固定してこれ以上治療の効果が期待できない状態になった日のことを、障害認定日といいます。

障害基礎年金を受け取るためには、この障害認定日に、国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態であることが必要です。そこで、障害認定日における障害の程度を判断するために医師の診断書が必要となります。

ただ、障害の程度については、日本年金機構の障害認定審査医員が専門的知見に立って診査することになっています。今ははっきりとしたことは申し上げられません。こちらの障害等級表が目安になりますのでご覧ください。

## No.2-1 年金を受け取るための3つの要件

### 初診日要件

#### 初診日において

- 国民年金の被保険者である方
- または
  - 60歳以上65歳未満の方
  - 過去に国民年金の被保険者であった方
  - 日本国内に住所を有する方
  - 若しくは国民年金の繰上げ請求をしていない方
- または
- 20歳未満である方

### 障害認定日要件

障害認定日において「障害認定基準」に照らし合わせて、国民年金の障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態であると判断された方

#### 障害認定日において障害等級が1級または2級に該当しない場合は？

- 事後重症による障害基礎年金  
その障害の程度が悪化し3級に達した日の前日までの間に障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態になった場合は、65歳に達した日の前日までの間に改めて請求することができます。
- はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金  
新たに別の障害（以下「基準病状」という。）にかかり、これにより従前の障害とは別の障害が発生する場合があります。この場合、基準病状の障害認定日以後65歳に達した日の前日までに、基準病状による障害と他の障害とを併合してはじめて2級以上に該当する障害の状態になったときは、その併合した障害の程度により請求することができます。

65歳に達した日=65歳誕生日の前日

平成27年事務

20150401 | A6-01-7

## No.4-1 障害認定日とは？

### 障害認定日とは？

#### 障害認定日とは？

- 障害認定日とは？
- 障害の程度を認定を行う基準日のこと
- 障害認定日がなぜ大切？
- 障害認定日の障害の程度が審査の対象になるため
- 請求する傷病の初診日から起算して1年6か月を経過した日
- または
- 請求する傷病の初診日から起算して1年6か月以内にその傷病が治った場合は、その傷病が治った日

「治った日」には、症状が固定して、これ以上治療の効果が期待できない状態になった日（症状固定日）が含まれます。

薬量は治った日（症状固定日）の具体的な事例も掲げたものであり、個々の状況に応じて障害認定日が決定されます。障害認定日における障害の程度については、日本年金機構の障害認定審査医員が専門的知見に立って審査を実施します。

平成27年事務

20150401 | A6-01-13

## No.4-2 障害認定日とは？

■ 治った日（症状固定日）に該当する事例

障害	手術	障害認定日
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日
	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日
肢体	切断または離断による肢体の障害	切断または離断日 (障害手当金は創面治療)

脳血管障害による機能障害

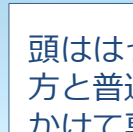
初診日から  
6カ月を経過した日以後

呼吸器	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）	装着日
循環器（心臓）	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日または装着日
	CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	挿入置換日
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して3カ月を経過した日
その他	人工肛門造設、尿路変更術、新膀胱造設	造設日または手術日 (平成27年度改正予定)
	遷延性植物状態（遷延性意識障害）	その状態に至った日から起算して3カ月を経過した日以後





お父様は脳出血に伴い、日常会話に支障を来したり、もの忘れがひどくなったり、注意力がなくなったりなどしていらっしゃいませんか？



頭ははっきりしているようです。言葉も職員の方と普通に会話してますし、食事も時間をかけて専用のスプーンなどで、補助があればなんとか食えることができています。



そうですか、ありがとうございます。

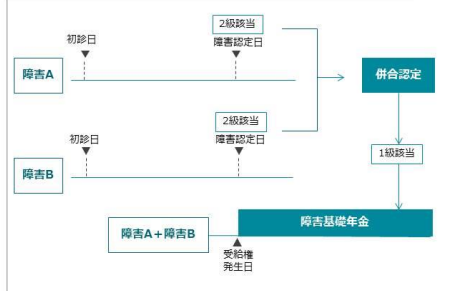


No.12-1 2つ以上の障害の状態になったとき

☑ 障害認定日において障害が2つ以上ある場合

障害認定日において、複数の障害を併せた障害の程度によって国民年金の障害等級を認定できる場合があります。

例1：障害認定日において、認定の対象となる障害が2つ以上ある場合



※ 併合する障害の種類によっては、複数の診断書を提出いただく必要があります。ただし、併合しても障害等級1級または2級にならない場合があります。





それから、3つの要件の最後に保険料納付要件の確認も必要です。保険料を納めていない場合には、障害の程度が重くても請求できない場合があります。こちらのお手続きカードのNo.6をご覧ください。



実は、父は保険料を納めていなかった期間があるそうなんです。そうすると、請求できないですか？



それは未納期間がどれくらいあるかによります。今から納付状況について年金事務所に照会してまいります。確認のため一旦席を離れます。少々お待ちください。

No.6-1 保険料納付要件

- ・原則として特例の2つの納付要件のいずれかを満たしていることが必要となります。
- ・初診日以後、保険料を納付し保険料を請求しても、納付要件の満たない状態に入りません。
- ・あくまでも初診日の前日における納付状況に基づき要件判定がされます。

3分の2以上納付（原則）

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの納付後者期間のうち、3分の2以上の期間、納付済が満たされていることが必要となります。

H1：納付要件を満たす場合（平成24年7月10日に20歳到達）

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H24					納	納	納	納	未	納	納	納	納
H25		未	未	納	免	免	免	免	免	免	免	免	免
H26		免	免	免	未	未	未	納	納	未	未	未	未
H27		納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納

初診日の属する月の前々月までの納付後者期間が9ヵ月、免除+納付済が30ヵ月であり、要件を満たします。

H2：20歳到達した日（20歳誕生日の前日）の属する月の翌月以前に初診日がある場合

年度	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
H27								初診日					

納付義務なし  
※ 初診日の属する月の前々月以後が20歳未満のため納付義務発生ではなく、納付義務がないため、納付要件を考慮する必要はありません。  
※ ただし、20歳未満でも会社などによる勤務の場合は、第2号納付後者期間として納付済とみなされます。

- 保険料納付済の月
- 保険料が免除された月
- 保険料が未納の月
- 未収入期間

No.6-2 保険料納付要件

✓ 直近1年間に未納がない（特例）

- 次のいずれかの要件を判定します。
- ・ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がない。
  - ・ 平成18年3月31日以前に初診日がある場合によって障害が残った。
  - ・ 初診日において65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の前日以前。

H1：初診日が平成3年5月1日以後の場合

年度	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
平成26年		未	未	未	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	納	納	納	納
平成27年		未	未	未	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納

※ 初診日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がないため、要件を満たします。

H2：初診日が平成3年5月1日以前の場合

年度	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
平成26年		未	未	納	納	納	納	免	免	免	免	免	免	納	納	納	納	納
平成27年		未	未	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納

※ 初診日の属する月以前における直近1年間の未納期間がないため、要件を満たします。

H3：初診日が60歳以後の場合

年度	月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
平成26年		未	未	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納
平成27年		未	未	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納

※ 初診日の属する月の前々月以前における直近1年間の納付後者期間から6ヵ月までの1年間に未納がないため、要件を満たします。





たいへんお待たせして申し訳ありませんでした。ただいま確認したところ、考えられる2つの初診日どちらも国民年金に加入されていました。障害基礎年金のご請求手続きはこちらの窓口で行っていただけます。ただ、初診日が確定しないと納付要件の判断ができません。

したがって、次回お越しいただくときまでに、2年前の脳出血と10年前の脳出血との関連性を含めて、お父様の障害の原因となった傷病の初診日について、お父様の主治医に確認いただくようお願いします。

わかりました。





ところで、お父様のお子様は進様おひとりですか？



さっきも少し話しましたが、いろいろ事情がありまして、僕の父は母と最初に結婚して、離婚したんです。そのあと父は再婚して、その奥さんとも今は離婚してるんですが、2番目の奥さんとの間に2人の子どもがいるんです。でもその子どもたちは別れた奥さんと一緒に暮らしていますから、関係ないですよ。



いいえ、障害基礎年金では子どもの条件が年金額に影響してくるんです。お2人のご年齢はわかりますか？

## No.14-1 子の加算とは？

### 子とは

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持する子が加算の対象となります。

子は、次のいずれかに該当する必要があります。

- 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

### 「生計を維持する」とは

本人と子が生計を同一にしており、子の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

- |                |  |
|----------------|--|
| 生計同一要件<br>いずれか | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子と世帯員同一世帯に属しているとき</li> <li>② 子と世帯員上世帯を共にしているが、住所が世帯員上同一であるとき</li> <li>③ 子と住所が世帯員上異なっているが、次のいずれかに該当するとき</li> </ul> <p>ア 共に起居を共にし、かつ、消費生活上の生計を一つにしているとき</p> <p>イ 身元任、養子または扶養義務等の法的権利が、事實上により住所が異なる世帯を一つにしているが、次のような事由が認められ、その事由が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の生計を一つにする必要があるとき</p> <p>（イ）子に対して生活費、医療費等の経済的援助を付していること</p> <p>（ロ）子との間に法的な血縁、姻縁があること</p> |
| かつ             |  |
| 収入要件<br>いずれか   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子の前年の収入（前年の収入が確定しない場合は、前々年の収入）が年額約1万円未満であること</li> <li>② 子の前年の所得（前年の所得が確定しない場合は、前々年の所得）が年額約1万円未満であること</li> <li>③ 子に一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること</li> <li>④ 前記の①、②または③に該当しないが、老年保障等の制度により既に収入が年額約1万円未満または所得が年額約5.5万円未満となると思われること</li> </ul>  |

## No.14-2 子の加算とは？

### 子の加算額

年金額のうち子の加算額については、子の状況の変化により増減します。

- |                  |   |
|------------------|---|
| 受給権者が<br>子を生じたとき | <p>受給権が発生した日の翌日以後に、加算対象となる子を生じたときは、その日の属する月の翌月から、加算額が増額改定されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子を生じたとき</li> <li>2 養子縁組をしたとき</li> </ol> |
|------------------|---|

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 加算対象の<br>子の状況に<br>変化 | <p>下記の状況のいずれかに該当したときは、その月から加算額が減額されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 亡くなったとき</li> <li>2 受給権者による生計維持の状態がやんだとき</li> <li>3 婚姻をしたとき</li> <li>4 受給権者以外の者の養子となったとき</li> <li>5 籍籍によって、受給権者の子でなくなったとき</li> <li>6 18歳到達年度の末日を終了したとき（1級、2級の障害の子は20歳に達したとき）</li> <li>7 18歳到達年度の末日を終了後20歳未満の障害のある子が、1級、2級の障害の状態でなくなったとき</li> </ol> |
|----------------------|---|

子の状況が変化した場合は、届出が必要になります。

たしか、小学6年生と3年生になるかな～。  
時々父と会ってますよ。今はそれが父の一番の楽しみですから。



それでは、こちらのお手続きカードのNo.14をご覧ください。養育費を負担されていることなど条件がありますが、お父様がお子様を生計維持していると認定されると、障害基礎年金に子どもの加算がつかます。

お父様の情報をお聞かせくださりありがとうございました。それでは、最後に、次回来訪時までに確認してきていただきたい内容をお伝えします。



# Q&A



問 題

相談者に、次回来訪時までに  
確認してきていただきたい  
内容は何でしょうか？



## 問題

相談者に、次回診察時まで  
確認してきてほしい  
内容は何か



## 解答

1. 10年前の脳出血の状態、経過など
2. 2年前の脳出血の状態、経過など
3. 初診日から1年6か月以内に症状が固定しているかどうか
4. 子の加算

## 問題

相談者に、次回診察時まで  
確認してきてほしい  
内容は何ですか



## 解答

1. 10年前の脳出血の状態、経過など
2. 2年前の脳出血の状態、経過など
3. 初診日から1年6か月以内に症状が固定しているかどうか
4. 子の加算

## 問題

相談者に、次回訪問時まで  
確認してきてほしい内容は何ですか。



## 解

1. 1
2. 2
3. 補
4. 子

### No.15-1 交通事故等による障害の場合の支給停止期間

損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

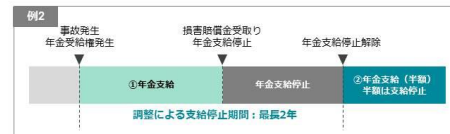
#### ☑ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償金受取り後に障害基礎年金の受取りが開始した場合  
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。



2. 障害基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合  
損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。  
その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。



#### ☑ 支給停止される金額

損害賠償金のうち、**生活補償費に相当する金額のみ**対象です。  
慰謝料、医療費などは対象外です。

停止期間

など  
ど  
犬が

## 問題

相談者に、次回診察時まで  
確認してきてほしい  
内容は何ですか。



## 解答

1. 10年前の脳出血の状態、経過など
2. 2年前の脳出血の状態、経過など
3. 初診日から1年6か月以内に症状が固定しているかどうか
4. 子の加算

問題

相談者に、次回お電話するまでに  
確認してきてほしい内容は何ですか？



解

1. 1
2. 2
3. 扶
4. 子

No.14-1 子の加算とは？

子とは

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持する子が加算の対象となります。子は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・ 18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以後最初の3月31日までの間にある子（未婚）
- ・ 国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害の状態にある20歳未満の子（未婚）

「生計を維持する」とは

本人と子が生計を同一にしており、子の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。具体的には次の要件を共に満たす必要があります。

生計同一要件  
いずれか

- ① 子と住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 子と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 子と住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
  - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしており認められるとき
  - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると思われるとき
    - (i) 子に対して生活費、療養費等の経済的援助を行っていること
    - (ii) 子との間に定期的に首信、訪問があること

かつ

収入要件  
いずれか

- ① 子の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること
- ② 子の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること
- ③ 子に一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、定年退職等の事情により現に収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められること

## 問題

相談者に、次回診察時まで  
確認してきてほしい  
内容は何か



## 解答

1. 10年前の脳出血の状態、経過など
2. 2年前の脳出血の状態、経過など
3. 初診日から1年6か月以内に症状が固定しているかどうか
4. 子の加算





わかりました。でもずいぶん複雑なんですね。今日は雨だったから1人で来ましたが次回は父を連れて来た方がいいですね。詳しいこともわかりますから。手足には麻痺が残りましたが、頭の方はしっかりしています。次回は2人で来ます。



そうですか、いい方がいいのですが、お仕事の都合で来られませんか？



【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

一次回来所時にお持ちいただく資料—

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 初診日の確認のために参考にさせていただく書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

新たに交付・作成費用のかかる  
担当者に十分ご確認のうえ入手

問合せ先  
 ○○年金事務所  
 所在地 ○○市・・・  
 電話番号 ○○○-○○○-○○○

【国民年金】障害基礎年金 相談シート

窓口相談対応票 (相談記録)

(相談回数) 年 月 日  
 相談者: 窓口対応者: 確認者:

1. 訪問者情報

フリガナ お名前	生年月日	年 月 日
ご住所	電話番号	
本人との 関係	本人確認	

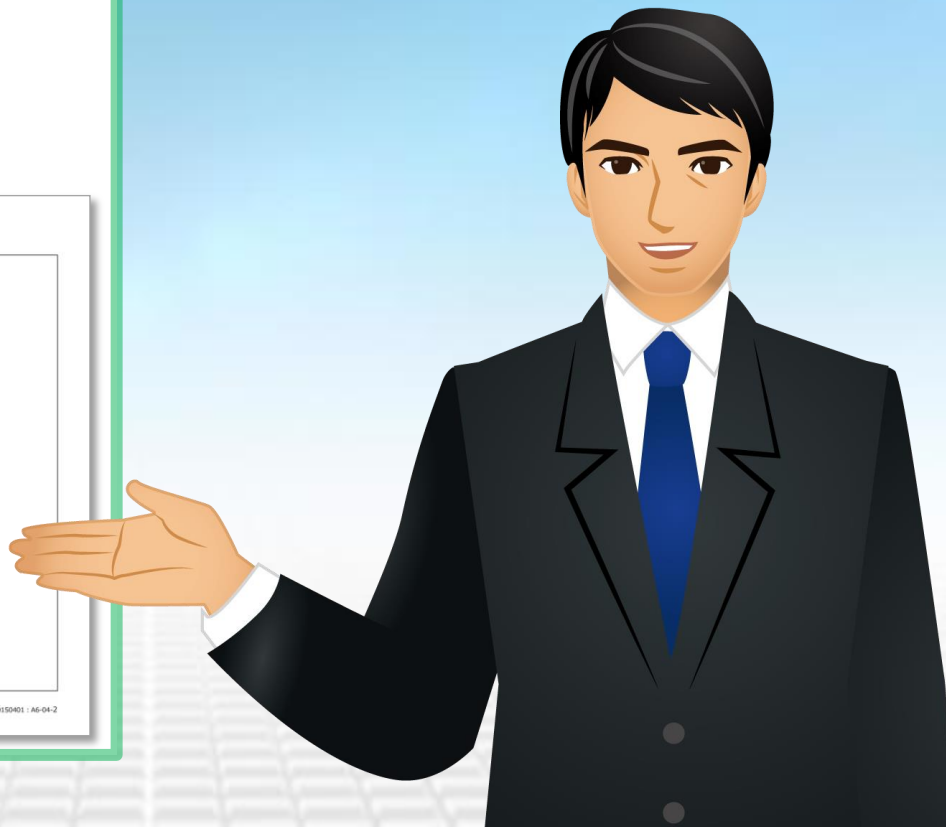
2. 必要書類関係

初診日 確認資料	診断書 ( 腫瘍、肺炎、脳炎、精神、呼吸器、循環器、腎臓病、その他 ) 表 枚 受診状況等証明書、受診状況等証明書が添付されていない理由書、病歴続存状況報告書 (子の加算期間)
交付した 資料	子の加算請求に係る申立書、生計同一の申立書 (その他) 第三者行為事故状況届、請求事由確認書、初診日に関する第三者の申立書 年金受給通知申立書、年金決定請求の遅延に関する申立書 年金請求書、年金手帳等 年金 (貯金) 通帳、住民票コード、戸籍謄本
必要な 資料	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 所得証明書 ( 年度 )、共済加入期間確認書、在籍証明書、事故証明書 (子の加算期間) 住民票、所得証明書 ( 年度 )、年度 )、在学証明書 ( 学生証 )、 診断書 ( )、児童扶養手当証書 ( 児童 )

20150401 / A6-04-1

201

20150401 / A6-04-2





No.1-2 はじめてご相談される方へ

1. どなたのご相談でしょうか。

---

2. その方のどのようなご用件でしょうか。

---

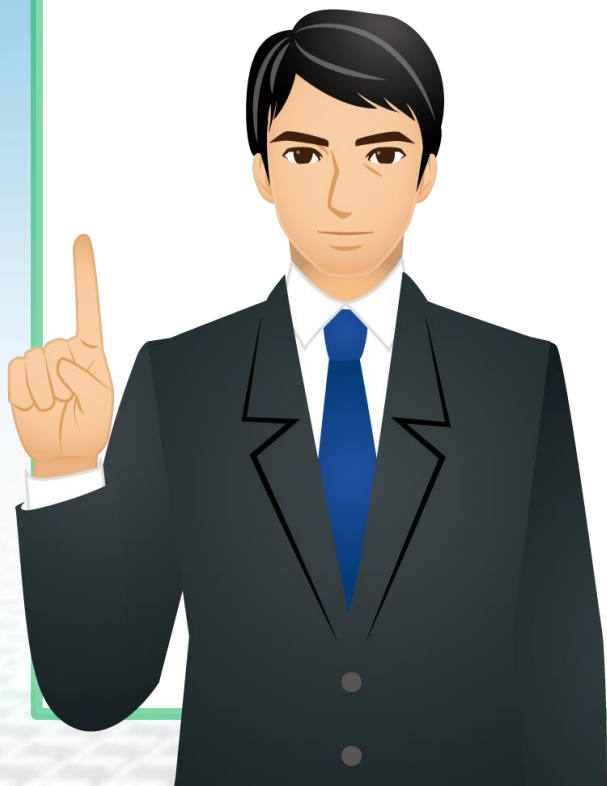
3. その傷病（具体的な名称）に気づかれた経緯を教えてください。

---

4. その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは  
\_\_\_\_\_  
病院の（時期） \_\_\_\_\_ によろしいでしょうか。

---

5. いまかかっている医療機関を教えてください。



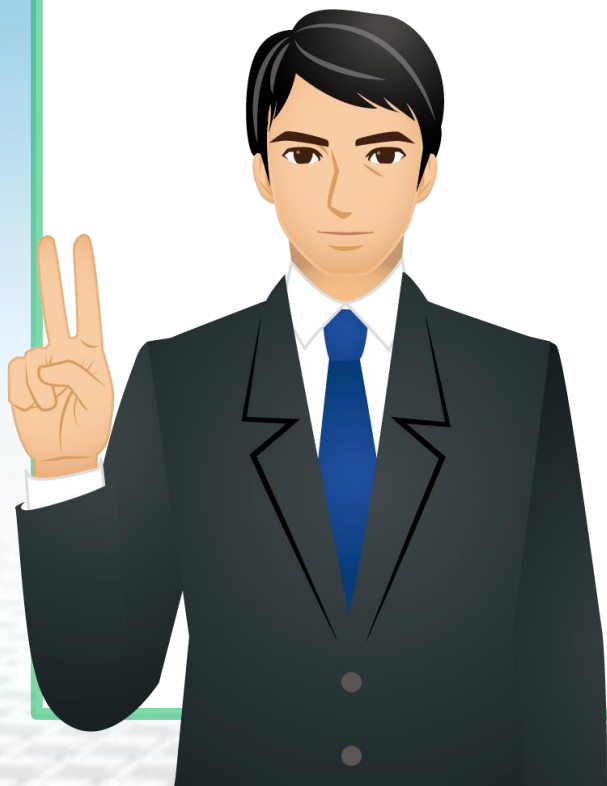
## 精神疾患・発達障害等の方への 窓口対応のポイント

精神疾患・発達障害のある方との対応における  
「直接的な質問による初診日特定の難しさ」

**初診日特定とは直接関係のない話題に発展してしまう**



対応に非常に時間がかかってしまう



## 精神疾患・発達障害等の方への 窓口対応のポイント

- ・ 転院が珍しくない
- ・ **医療機関が変わる都度、症状名も変わる**



本当の初診日を聞き取るためにはさらに時間を要する

No.1-2 はじめてご相談される方へ

はじめてご相談される方へのご質問（障害基礎年金）

1. どなたのご相談でしょうか。

2. その方のどのようなご用件でしょうか。

3. その傷病（具体的名称）に気づかれた経緯を教えてください。

4. その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは  
病院の（初期）でよろしいでしょうか。

5. いまかかっている医療機関を教えてください。

※ 審査の過程で、確認事項が生じた場合、日本年金機構または市区町村よりご本人や医療機関などにご連絡をさせていただく可能性があります。

## 精神疾患・発達障害等の方への 窓口対応のポイント

◆ とくに精神疾患・発達障がいの方は、

- (1) 本人の認識している原因や経緯と聞き取りたい内容に誤差が生じやすい ⇒ 傷病に気づいた経緯を質問する
- (2) 転院を繰り返しその度に診断名（傷病名）が変わっている可能性がある ⇒ 「症状」を質問する



## 2. 2回目の相談対応



# 障害基礎年金



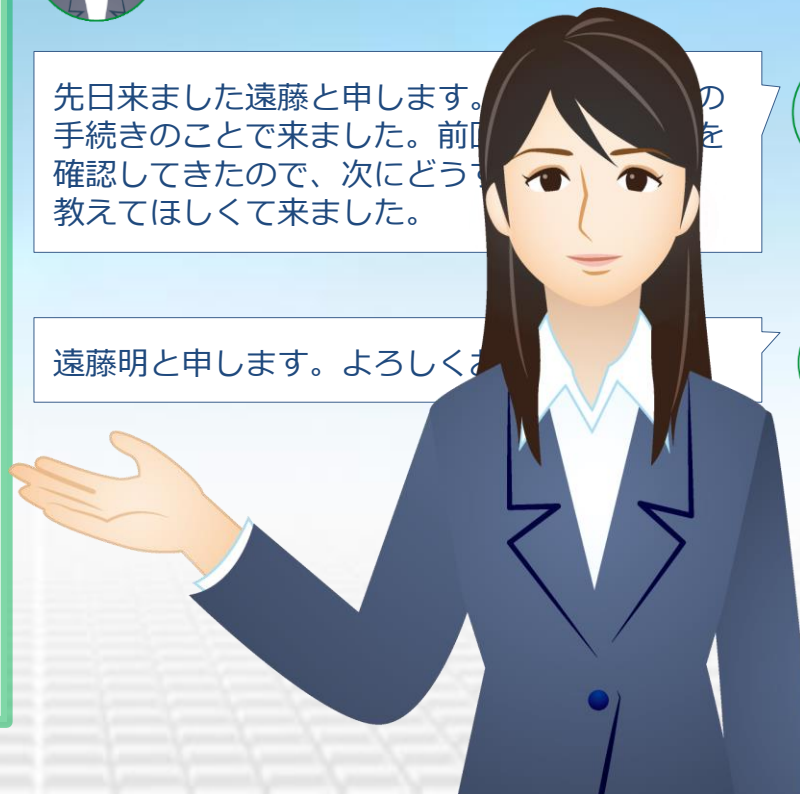


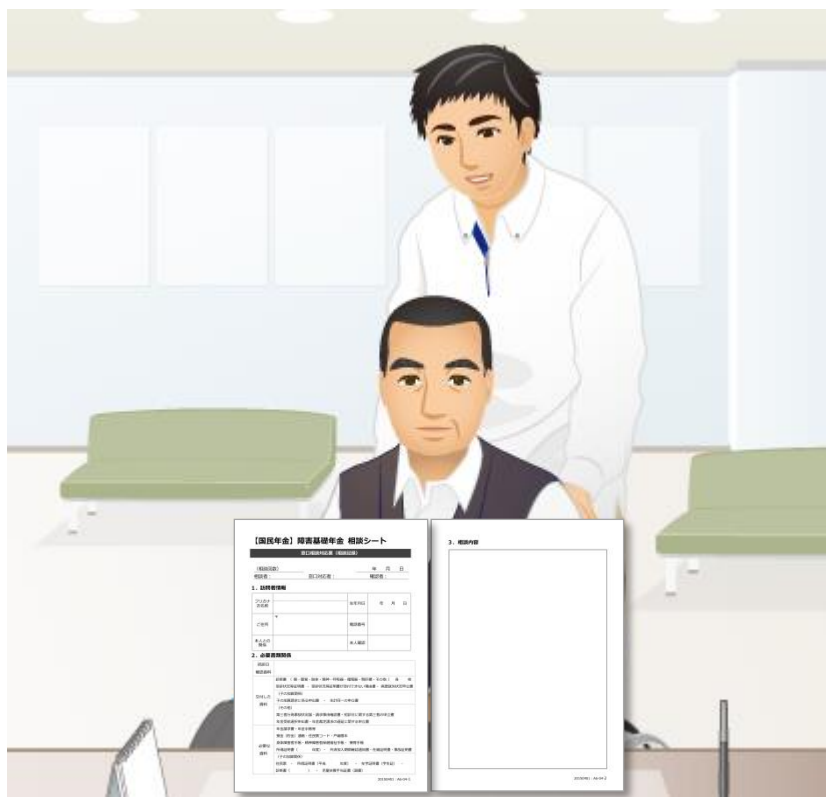
こんにちは、本日はどのようなご用件ですか？

先日来ました遠藤と申します。前回の相談で、申請書の提出と  
手続きのことで来ました。前回、書類の不備を確認してき  
たので、次にどうすればいいか教えてほしいと来ました。



遠藤明と申します。よろしくお世話になってます。





ありがとうございます。遠藤明様でいらっしゃいますね。初めまして、前回障害基礎年金のご相談を受けた木村と申します。よろしくお願ひしていただければ幸いです。それでは、いくつかお話をさせていただきますが・・・前回の相談内容が木村様からお話を伺っていらっしゃいます。

はい、大丈夫です。





では、質問させていただきます。2年前の脳出血と10年前の脳出血との関連性など初診日について、遠藤様の主治医は、なんとおっしゃっていましたか？



先生は、切り離して考えてよいと言ってました。10年前と2年前では出血した場所も違うし、10年前のときは手術することなく経過観察ですぐ退院しました。その後、問題なく仕事も継続していましたし。それから、2年前のほうですが、初診の医療機関は救急搬送された椿総合病院です。



救急搬送された年月日を教えてくださいませんか。



平成25年5月5日です。子どもの日だったのでよく覚えております。念のため、椿総合病院にも確認しました。

## <加入記録>

昭和63年4月～平成6年3月	厚生年金
平成6年4月～平成14年6月	国民年金納付
平成14年7月～平成18年6月	国民年金半額免除 で半額納付済
平成18年7月～平成24年8月	国民年金納付済
平成24年9月～現在	国民年金未納



ありがとうございます。まず、年金事務所に確認したところ、加入記録はこのようになっていました。こちらの記録に間違いはないでしょうか。

・・・間違いありません。



そうすると、初診日である平成25年5月5日に国民年金に加入していらっしゃいますので、初診日要件は満たしています。保険料納付要件も大丈夫ですね。

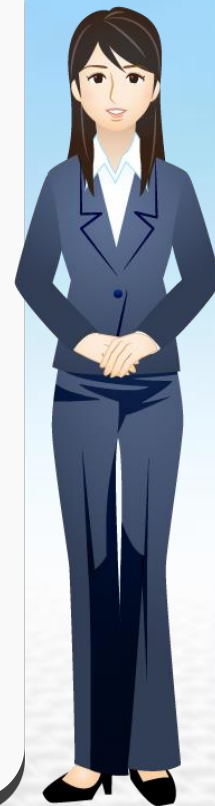
よかったです。最近、保険料を納められなかったのが不安でした。





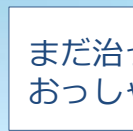
## <加入記録>

昭和63年4月～平成6年3月	厚生年金
平成6年4月～平成14年6月	国民年金納付
平成14年7月～平成18年6月	国民年金半額免除 で半額納付済
平成18年7月～平成24年8月	国民年金納付済
平成24年9月～現在	国民年金未納





ところで、主治医の先生は、脳出血による症状は固定しているとおっしゃっていましたか？



まだ治ってもいないし、おっしゃってました。



ない…と



そうすると、6か月を経過そうですね。

初診日から1年6か月経過した日、平成28年11月5日になり







それでは、請求のご案内を進めてまいります。  
こちらの必要書類リストを使って順番にご説明  
します。  
まず、こちらが障害基礎年金の請求書です。  
こちらに必要な項目をきれいに記入いただく  
必要があります。

これは息子に記入してもらっても大丈夫です  
か？



はい、結構です。こちらの記入例をご覧  
ください。これを参考にしながら、記入を  
お願いします。



…適当に書きちゃっても大丈夫ですか？



ダメだよ。きちんと記入してくれなきゃ。



たいへんお手数とは存じますが、きちんと書いていただく必要があります。次回お越しいただいたときに、お持ちいただいた必要書類とあわせて、記入欄の1つ1つを確認しながら、記入方法をご説明いたします。未記入の項目は、次回の相談時に記入していただけます。



それじゃ、わからないところは空欄にしておきます。





救急搬送された椿総合病院に、こちらの「受診状況等証明書」に証明いただくよう依頼してください。椿総合病院から証明をもらえなかった場合には、こちらまで相談ください。別の方法を

はい。わかりました。



年金等の請求用

受診状況等証明書が添付できない申立書

傷病名 \_\_\_\_\_

医療機関名 \_\_\_\_\_

医療機関の所在地 \_\_\_\_\_

受診期間 昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認し、次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<科目を記入してください>。その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法を記入してください。

<確認年月日> 平成 \_\_\_\_\_

<添付できない理由>

カルテ等の診療録が残っていないため

廃棄しているため

その他 \_\_\_\_\_

<確認方法>  電話  訪問  その他 ( \_\_\_\_\_ )

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーをお持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

身体障害者手帳・療育手帳・  お薬手帳・糖尿病手帳  
精神障害者保健福祉手帳 (可成り診療科目)

身体障害者手帳等の申請時の診断書  小学校・中学校等

生命保険・損害保険・  成績通知表

労務保険の給付申請時の診断書  盲学校・ろう学校

事業所等の健康診断の記録  その他 ( \_\_\_\_\_ )

母子健康手帳

健康保険の給付記録 (レセプトも含む)  添付できる参考資料

上記のとおり和漢方なくを申し立てます。

平成 年 月 日

平 成 年 月 日

請求者 住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 請求者との関係 \_\_\_\_\_

(提出先) 日本年金機構

### No.3-4 初診日とは？

■ 初診日を確認する目安となる参考資料 ※ 提示が可能な複数の資料が必要となります。

書類	確認できること	交付申請する機関など
① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	交付年月日、障害等級、等級認定の機関、名称名(身体障害者手帳のみ)等	お住まいの市町村の福祉課等
② 身体障害者手帳等の申請時の診断書	傷病の発生日、傷病の原因、傷病の経過等	● お住まいの市町村の福祉課等 ● 診断書を書いてもらった医療機関
③ 生命保険、損害保険、労務保険の給付申請時の診断書	傷病の発生日、傷病の原因、傷病の経過等	診断書を出した生命保険会社等
④ 交通事故証明書	交通事故が原因である場合、事故発生日	● 被害の自動車安全センター ● 警察署
⑤ 労務の事故証明書	事故発生日、療養開始日等	労働基準監督署
⑥ 事業所の健康診断の記録	健康診断の受診日	● 勤務先 ● 健康診断を受けた医療機関
⑦ インフォームド・コンセントによる医療提供ファミリー	傷病の発生日の前後の受診の経過等	インフォームド・コンセントによる医療提供ファミリーを交付した医療機関
⑧ 健康保険の給付記録 (健康保険組合や健康保険協会等)	初診日に係る健康保険の給付記録	初診日に加入していた健康保険組合や健康保険協会
⑨ 次の受診医療機関への給付状況	初診の医療機関名、受診期間、診療内容等	給付を受けてもらった医療機関
⑩ 電子カルテ等の記録	(氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの)	初診日の医療機関等
⑪ お薬手帳、鑑別病手帳、療育手帳、診断書 (可能な限り診察日や診療科がわかるもの)	● お薬手帳：処方箋を発行した医療機関等 ● 鑑別病手帳：手帳を発行した医療機関、申請窓口の療育記録 ● 診断書：発診日、診療科等 ● 診断書：発診日 (発診日、診療科等)	● お薬手帳：処方箋を発行した医療機関等 ● 鑑別病手帳：手帳を発行した医療機関 ● 健康診断：発診日の医療機関等 ● 診断書：初診日の医療機関等
⑫ 療養の第三者証明 ※ 20歳前の障害基礎年金に該当	初診日が20歳前であること	初診日を証明することができる第三者

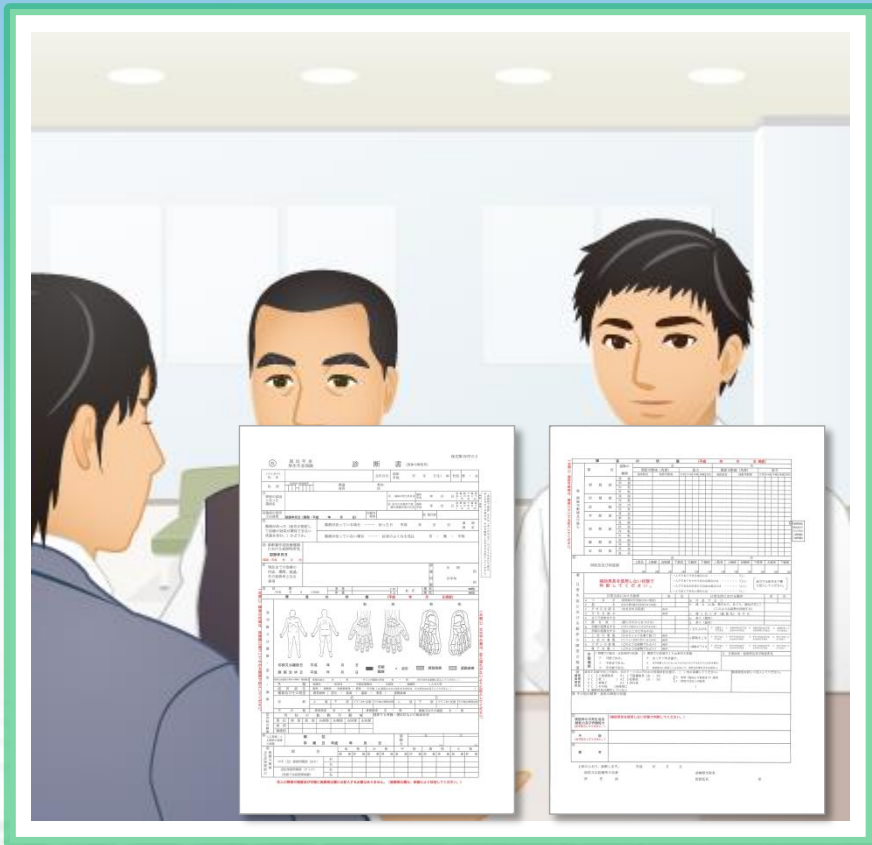




次に遠藤様の障害認定日ですが、初診日から6か月を経過した日から1年6か月後までの間には障害の症状が固定していないという先生の診断があったということです。初診日から1年6か月後の平成26年11月5日が障害認定日となります。このときの状況に基づいて障害の程度の審査をします。



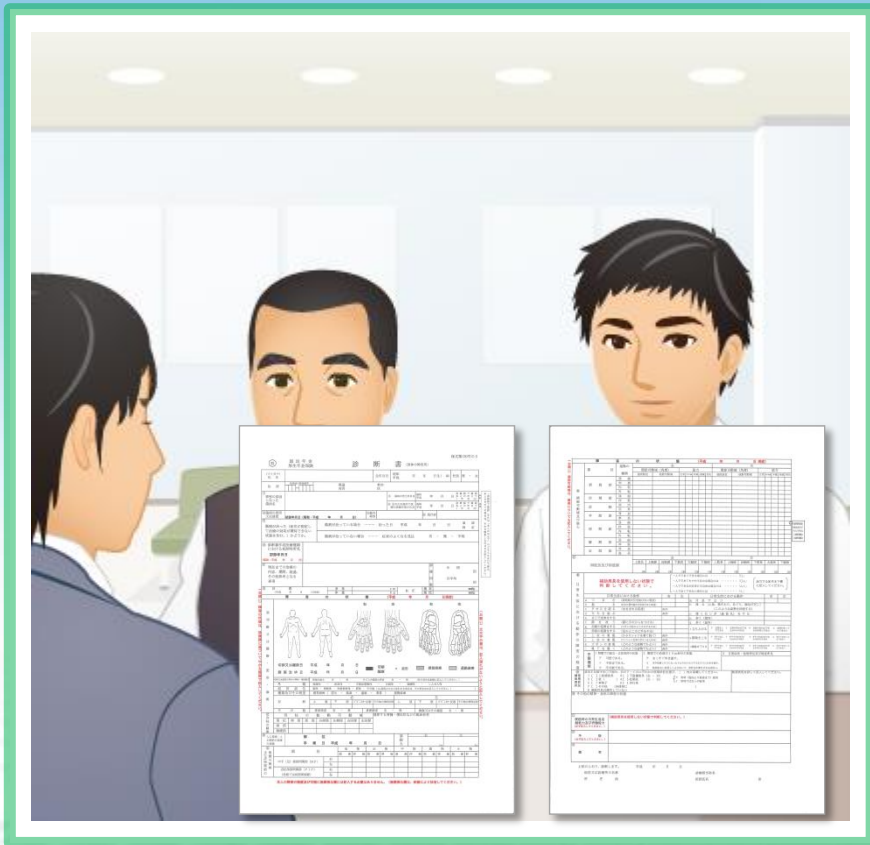
わかりました。そのほかに必要なものはありますか？診断書なら障害者手帳を作ったときのコピーも持ってきました。これで大丈夫でしょうか？



ちょっとお待ちください。診断書は障害基礎年金の専用の診断書がございます。お持ちいただいた診断書の写しは参考書類として、請求時に添付していただきます。今回はこちらの障害基礎年金に使用いただきます。







いつの障害の状態について、診断書に記入するのをご説明します。障害認定日の平成26年11月5日から3か月以内に受診した障害の状態について山手リハビリ病院で証明をもらってください。  
この間に受診していらっしゃいますね。

はい、毎週リハビリに通っていたから大丈夫ですよ。





請求書等記入例 - 必要書類を含む -

●障害給付 請求事由確認書

障害給付 請求事由確認書

私は、下記の請求事由を確認し、傷病者（ ）  
 で「障害認定日による請求」を請求事由として、障害給付を請求します。  
 ただし、「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」を請求事由として障害給付を請求します。

【請求事由について】

1. 障害認定日による請求  
 障害給付は、病気またはケガによって初めて医師の診療を受けた日（初診日）から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときはその日）に、一定の障害の状態にあるときに受けられます。ただし、一定の資格期間が必要で、この場合、単独請求書に添付する診断書は、初診日から1年6月を経過した日の障害状態がわかるものが必要です。  
 なお、請求する日が、1年6月を経過した日より1年以上過ぎているときは、治ったことにより請求できない。また、初診日から1年6月を経過した日（初診日から1年6月を経過した日）を請求事由として請求し、事後重症による請求を行う。この場合、初診日から1年6月を経過した日（初診日から1年6月を経過した日）を請求事由として請求する。

2. 事後重症による請求

「1. 障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった場合でも、その後、病状が悪化し、65歳に達する日の前日までの間に、一定の障害の状態となるときは本人の請求により障害給付が受けられます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。なお、65歳に達する日の前日までの間に、一定の障害の状態となるときは本人の請求により障害給付が受けられます。

ワンポイントアドバイス  
 ～障害認定日より1年を経過して請求いただく場合～

平成 年 月 日

（請求者本人）

氏 名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

連絡先：（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

（代 理 人）

氏 名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

請求者との関係： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

連絡先：（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

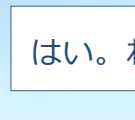
※請求者、代理人ともに本人自署の場合、押印は不要です。



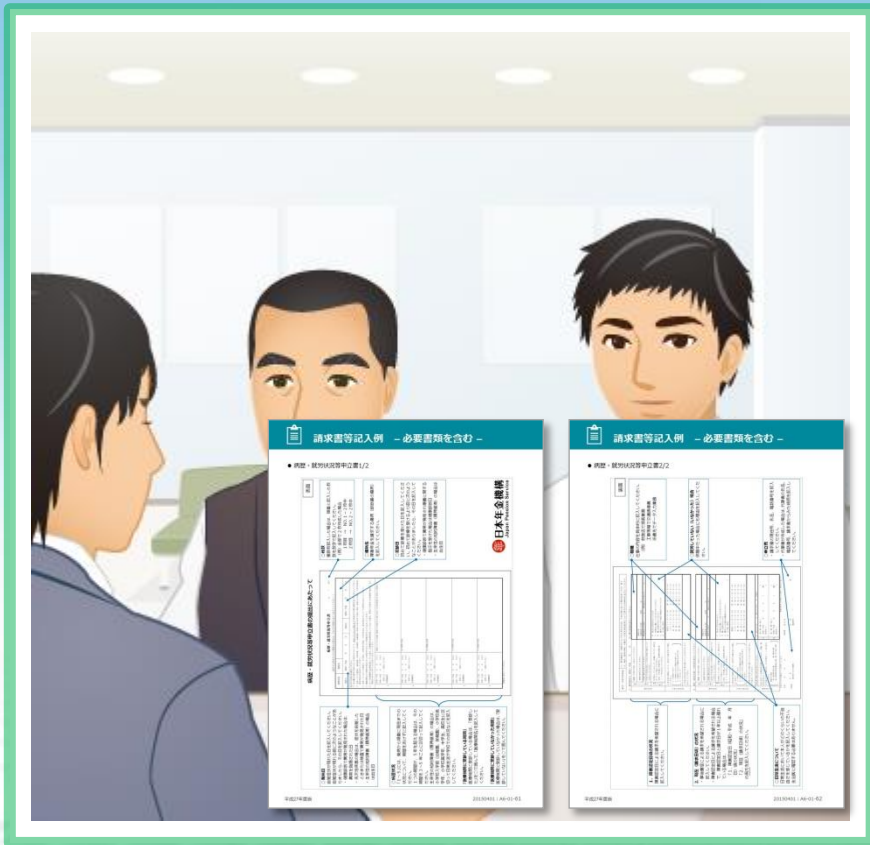




それから「病歴・就労状況等申立書」も必要です。進様の代筆でもかまいません。平成25年5月以降の状況を、こちらを参考にして記入してください。



はい。わかりました。



No.15-1 交通事故等による障害の場合の支給停止期間

損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

☑ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

停止期間

1. 損害賠償金受取り後に障害基礎年金の受取りが開始した場合  
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。



2. 障害基礎年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合  
損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。



☑ 支給停止される金額

損害賠償金のうち、**生活補償費に相当する金額のみ対象**です。  
慰謝料、医療費などは対象外です。



こちらをご覧ください。倒れた原因が事故で、その事故により他人から損害賠償を受けた場合には、一定の期間、障害基礎年金を受け取れなくなります。そこで、念のため確認ですが、遠藤様が倒れた原因は、交通事故等ではないですよね？



倒れたときはお酒を飲んでいて、友人と別れたあと、急に自分の足元がふらついて1人で倒れてしまったんです。間違いありません。



承知しました。



先日、進様から、進様を除くお子様は2人とお伺いしておりますが、お子様に養育費などを支払っていらっしゃいますか？それから、そのお子様方のお母様は、児童扶養手当を受け取っていらっしゃいますか？



児童扶養手当って言うんですね、そういえば別れた妻は少しもらっていると言っていました。それとは別に私が2人の子どもに養育費を支払っていたのですが、2年前に倒れてからは養育費も支払えなくなりまして…。



ありがとうございます。そうすると、子の加算はつきませんので、元の奥様が引き続き児童扶養手当を受け取ることになります。お手続きは必要ありません。



わかりました。請求するためにはいろんな書類を準備する必要がありそうですね、ご親切にありがとうございました。私は山手リハビリ病院の通院もありますので・・・進に任せていいかな。



わかったよ。また俺が来るよ。



【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

3. 障害の原因が第三者行為の場合

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	<b>第三者行為事故状況届</b> ※所定の様式あり	・[ ] 番窓口 ・[ ] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	<b>交通事故証明または事故が確認できる書類</b> ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写しなど	・自動車安全運転センター
<input type="checkbox"/>	<b>確認書</b> ※所定の様式あり	・[ ] 番窓口 ・[ ] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	<b>被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類</b> ※源泉徴収票、健康保険証の写し、学生証の写し等	—
<input type="checkbox"/>	<b>損害賠償金の算定書</b> ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの	—
<input type="checkbox"/>		

裏面に続く

20150401 : A6-08-5



こちらの必要書類リストをお渡しします。次回  
は、準備いただいた請求書と添付書類の記入  
内容を1つ1つ確認させていただきます。  
もれなく書類が整っていれば、請求書類として  
お預かりできますので次回で終了となります。  
必要書類を揃えてご持参ください。この必要  
書類リストの中で、ご不明な点はございます  
か？

大丈夫だと思います。



では、本日はお疲れ様でした。お気をつけてお  
帰りください。

わかりました。また、よろしくお願いします。



# Q&A

問題

このケースにおいて、請求時に必要な書類を整理して、必要書類リストを作成してみましょう。

【国民年金】障害基礎年金 必要書類リスト

—請求時にお持ちいただく資料—

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	<b>年金請求書（国民年金障害基礎年金）</b>	・当窓口 ・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	<b>年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書</b> ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	<b>預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等</b> ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
<input type="checkbox"/>	<b>戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）</b> ※原本添付の場合は不要 ※受給権発生日以後、提出日から6ヵ月以内のもの（事後重症の場合は、請求日以前1ヵ月以内のもの）	・[ ] 番窓口 ・[ ] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	<b>医師または歯科医師の診断書（ ）枚</b> ※所定の様式あり ※障害認定日より3ヵ月以内の現症のもの。 ※障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3ヵ月以内の現症のもの）も併せて必要となります (1. 眼 2. 聴覚 3. 肢体 4. 精神 5. 呼吸器 6. 循環器 7. 腎肝臓 8. その他) ※20歳前に初診日がある場合は前後3ヵ月以内の診断書が必要となります	・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
<input type="checkbox"/>	<b>受診状況等証明書</b> ※診断書作成医療機関と初診時の医療機関が異なる場合に提出 <b>受診状況等証明書が添付できない申立書</b> ※受診状況等証明書を提出できない場合のみ、初診日の確認ができる参考資料（写）を添付して提出	・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。
<input type="checkbox"/>	<b>病歴・就労状況等申立書</b>	[ ] 番窓口 [ ] 市役所出張所

裏面に続く

20150401 : AG-08-3

## 問題

このケースにおいて、請求時に必要な書類を整理して、必要書類リストを作成してみましょう。

## 解答

- ◆ 年金請求書（国民年金障害基礎年金）
- ◆ 肢体用の診断書
- ◆ 受診状況等証明書
- ◆ 病歴・就労状況等申立書
- ◆ 身体障害者手帳
- ◆ 請求者の年金手帳
- ◆ 住民票の写し（できるだけ住民票コードの記載があるもの）または戸籍抄本
- ◆ 預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード
- ◆ 進さんの本人確認ができるもの
- ◆ 明さんから交付された委任状
- ◆ 明さんの認めの印鑑





## 年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は原因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのために使用する証明書です。

## 受診状況等証明書

① 氏 名 \_\_\_\_\_

② 傷 病 名 \_\_\_\_\_

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 \_\_\_\_\_

⑤ 発病から初診までの経過  
前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....  
 .....

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 ( 治療・転医・中止 )

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....  
 .....

⑩ 次の該当する番号 ( 1 ~ 4 ) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

- 上記の記載は 1 当時の診療録より記載したものです。  
 2 当時の受診受付簿、入院記録より記載したものです。  
 3 その他 ( ) より記載したものです。  
 4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

## 解 答

- ◆ 年金請求書 (国民年金障害基礎年金)
- ◆ 肢体用の診断書
- ◆ 受診状況等証明書
- ◆ 病歴・就労状況等申立書
- ◆ 身体障害者手帳
- ◆ 請求者の年金手帳
- ◆ 住民票の写し (できるだけ住民票コードの記載があるもの) または戸籍抄本
- ◆ 預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード
- ◆ 進さんの本人確認ができるもの
- ◆ 明さんから交付された委任状
- ◆ 明さんの認め印鑑

身体障害者手帳

県第  号  
 平成  年  月  日 交付  
 氏名 遠藤 明  
 生年月日 昭和  年  月  日生  
  県

---

障害名	身体障害者等級表による級別	1 級
疾病による右上肢機能全廃 (2級) 疾病による右下肢機能全廃 (3級)		
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	第 1 種身体障害者	
職業 又は 教育		

## 解 答

- ◆ 年金請求書 (国民年金障害基礎年金)
- ◆ 肢体用の診断書
- ◆ 受診状況等証明書
- ◆ 病歴・就労状況等申立書
- ◆ **身体障害者手帳**
- ◆ 請求者の年金手帳
- ◆ 住民票の写し (できるだけ住民票コードの記載があるもの) または戸籍抄本
- ◆ 預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード
- ◆ 進さんの本人確認ができるもの
- ◆ 明さんから交付された委任状
- ◆ 明さんの認めの印鑑

## 住民票

□□県△△郡□□町 1 / 1

氏名	生年月日	性別	続柄	世帯主名	住民となった年月日
連藤 明		男	世帯主	連藤 明	平成○年○月○日
					住民票コード *****
住所	***** 平成○年○月○日 転入 平成○年○月○日 届出				
本籍	*****			筆頭者	連藤 明
前住所	*****				
備考					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成27年○月○日

□□町長 ○○ ○○○

## 解 答

- ◆ 年金請求書（国民年金障害基礎年金）
- ◆ 肢体用の診断書
- ◆ 受診状況等証明書
- ◆ 病歴・就労状況等申立書
- ◆ 身体障害者手帳
- ◆ 請求者の年金手帳
- ◆ 住民票の写し（できるだけ住民票コードの記載があるもの）または戸籍抄本
- ◆ 預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード
- ◆ 進さんの本人確認ができるもの
- ◆ 明さんから交付された委任状
- ◆ 明さんの認めの印鑑



## 3. 3回目の相談対応



こんにちは、本日はどのようなご相談でいらっしゃいましたか。



はい、父の障害基礎年金の手続きのことで来ました遠藤です。今日は教えていただいた書類が全部揃いましたので持ってきました。見ていただけますか？



先月いらっしゃった方ですね。ありがとうございます。持参された書類の内容を確認させていただきます。





## 請求書等記入例 - 必要書類を含む -

### ●年金請求書3/4

#### <④欄 障害について>

障害基礎年金を請求する傷病名のみご記入ください。請求書に添付する診断書(①障害の原因となった傷病名欄をご確認ください)。

「2. 事後重症による請求」を○で囲んだ場合は、あてはまる理由を下から選んで○で囲んでください。

① この傷病名が国民年金(国民年金被保険者)の1から3までのいずれに該当するか。該当する番号を○で囲んでください。

② 過去に障害給付を受けたことがありますか。

③ 傷病の発生日

④ 初診日

⑤ 初診日において加入していた年金制度

⑥ 現在傷病はなおっていますか。

⑦ 傷病の原因は業務上ですか。

⑧ 国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。

⑨ 請求する傷病の原因が業務上である場合は、その下の欄の中から該当するものを○で囲んでください。

#### 用語の説明

**<初診日とは>**  
 障害の原因となった病気やけが(以下「傷病」といいます)について、初めて医師または歯科医師(以下「医師等」といいます)の診療を受けた日とします。同一傷病で転院があった場合は、一番最初に医師等の診療を受けた日が初診日となります。

**<障害認定日とは>**  
 障害の程度を定める目的のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6月を超えた日、または1年6月以内にその傷病がなおった場合(傷病が認定された場合)はその日をいいます。

## <④欄 障害について>

障害基礎年金を請求する傷病名のみご記入ください。請求書に添付する診断書「①障害の原因となった傷病名」欄をご確認ください。

「2. 事後重症による請求」を○で囲んだ場合は、あてはまる理由を下から選んで○で囲んでください。

(1) この請求は左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 障害認定日による請求  
 2. 事後重症による請求  
 3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求

「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。

1. 初診日から1年6月目の状態で請求した結果、不支給となった。  
 2. 初診日から1年6月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。  
 3. その他(理由 )

(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。

1. はい  
 2. いいえ

(3) 傷病名

傷病の発生日

初診日

初診日において加入していた年金制度

現在傷病はなおっていますか。

傷病の原因は業務上ですか。

この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。

受けられるときは、その給付の種類番号を○で囲み、支給の発生した日をご記入ください。

(4) 国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。

1. はい  
 2. いいえ

初診日において20歳前または60歳以上65歳未満で厚生年金または共済組合に加入中ではない場合は、「未加入」を○で囲んでください。

請求する傷病の原因が業務上である場合は、その下の欄の中から該当するものを○で囲んでください。





年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのために使用する証明書です。

受診状況等証明書

- ① 氏 名 \_\_\_\_\_
- ② 傷 病 名 \_\_\_\_\_
- ③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

.....

.....

.....

⑥ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

.....

.....

⑦ 次の該当する番号(1~4)に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲が分かるように余白に記載してください。

- 上記の記載は
- 1 当時の診療録より記載したものです。
  - 2 当時の受診受付簿、入院記録より記載したものです。
  - 3 その他( )より記載したものです。
  - 4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑧ 平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_ 診療担当科名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_ 医師氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)



**病歴・就労状況等申立書** No. - 枚中

(請求する病名やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。)

病歴状況	傷病名
発病日	昭和・平成 年 月 日
初診日	昭和・平成 年 月 日

記入する際にお読みください。  
1. 本人の病状は請求書の発病日からの発病日までの期間に限り記載する旨に留意し、発病日以後の経過は別紙に記入してください。  
2. 本人の病状は請求書の発病日からの発病日までの期間に限り記載する旨に留意し、発病日以後の経過は別紙に記入してください。

就労・日常生活状況	1. 障害認定日(初診日から1年6月または、それ以前に治った場合は治った日)頃と 2. 現在(請求日頃)の就労・日常生活状況等について該当する方枠内に記入してください。
1. 障害認定日(昭和・平成 年 月 日)頃の状況を記入してください。	
職業(仕事の内容)を記入してください。	通勤方法
通勤方法を記入してください。	通勤時間(片道) 時間 分
出勤日数を記入してください。	障害認定日の前々月 日 障害認定日の前々月 日
就業状況(就業が継続している場合は継続の旨を記入してください。)	

病歴状況	傷病名
発病日	昭和・平成 年 月 日
初診日	昭和・平成 年 月 日

かたから  
を止められているから  
かたから  
十分な職種がなかったから  
)

・3・4) 歩 道 (1・2・3・4)  
・3・4) 入 浴 (1・2・3・4)  
・3・4) 敷 居 (1・2・3・4)  
・3・4) 洗 濯 (1・2・3・4)  
・3・4) 買 物 (1・2・3・4)

昭和・平成 年 月 日から	左の期間の状況
---------------	---------

1 昭和・平成 年 月 日から  
昭和・平成 年 月 日まで  
受診した ・ 受診していない  
医療機関名

発病したときの状態と発病から初診までの間の状況(先天性疾患は出生時から初診まで)

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 年 月 日 請求者 現住所

代筆者 氏名 請求者からみた続柄 ( ) 氏名 電話番号 - -

※請求者本人が署名する場合、押印は不要です。

時間 分	日 請求日の前々月 日
日	請求日の前々月 日
かたから を止められているから かたから 十分な職種がないから )	

昭和・平成 年 月 日から	左の期間の状況
昭和・平成 年 月 日まで	
受診した ・ 受診していない	
医療機関名	

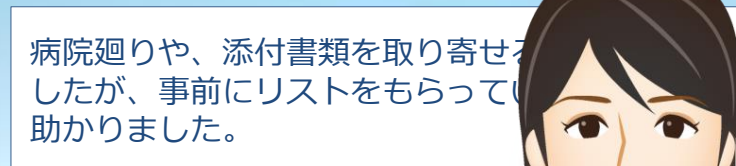
※裏面に記入してください。 1400-3018-019

平成 年 月 日	請求者 現住所
代筆者 氏名	請求者からみた続柄 ( ) 氏名 電話番号 - -

上記のとおり相違ないことを申し立てます。 ※請求者本人が署名する場合、押印は不要です。



記入内容はこれで大丈夫です。請求書類を受付いたします。

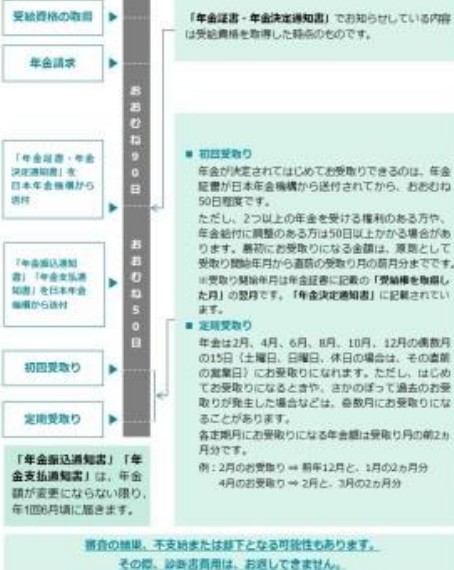


病院廻りや、添付書類を取り寄せましたが、事前にリストをもらっていただけると助かりました。

No.16-1 請求後の流れ

年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下記のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



それでは今後の流れについて、ひと通りご説明します。

本日お預かりした書類は、当町から日本年金機構に送ります。その後、日本年金機構で障害基礎年金を受け取る要件を満たしているかどうかの審査を行います。この審査のために、おおむね90日かかります。

審査途中で追加の資料や内容の確認のために、遠藤様や医療機関に連絡が入る場合もありますのでご了承ください。その場合には決定まで90日を超えることもございます。

はい、わかりました。







No.5-2 国民年金の障害等級表

程度	号	障害	障害の状態
1級	1	眼	・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	聴覚	・両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	上肢	・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のすべての指を欠くもの ・両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	4	下肢	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
	5	体幹・背髄	・体幹の機能に著しい障害を有するもの ・体幹の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指を欠くもの ・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	体幹・背髄	・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	7	精神	・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	8	重複疾患	・身体の機能の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

20150401: A6-01-16

No.5-1 国民年金の障害等級表

☑ 障害等級表

※ 障害者手帳の等級とは異なります。

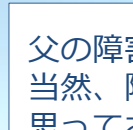
程度	号	障害	障害の状態
1級	1	眼	・両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	聴覚	・両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	上肢	・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のすべての指を欠くもの ・両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	4	下肢	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
	5	体幹・背髄	・体幹の機能に著しい障害を有するもの ・体幹の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指を欠くもの ・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	体幹・背髄/脳体/神経系統/呼吸疾患/心疾患/腎疾患/肝疾患/血液・造血器疾患/代謝疾患/悪性新生物/高血圧症/その他の疾患	・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	7	精神	・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	8	重複疾患	・身体の機能の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

平成27年度版

20150401: A6-01-15



はい。仮に今回の請求が不支給と決定された場合、その決定に不服がある場合には決定より60日以内に不服申し立てをすることができます。詳しくは不支給決定通知書に記載されています。



父の障害者手帳が1級だから、当然、障害基礎年金も1級に認定されると思っておりましたが・・・



身体障害者手帳の等級と障害の等級は必ずしも一致しません。お父様の障害の程度については、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って診査することになります。目安となるシートがありますので、こちらをご覧ください。

No.5-2 国民年金の障害等級表

程度	号	障害	障害の状態
1級	1	眼	・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	聴覚	・両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能	・平衡機能に著しい障害を有するもの
		そしゃく	・そしゃくの機能を欠くもの
	4	または言語障害	・音声または言語機能に著しい障害を有するもの
		上肢	・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指を欠くもの ・両上肢のおや指およびひとさし指、または中指の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢の機能に著しい障害を有するもの ・1上肢のすべての指を欠くもの ・1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	5	下肢	・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢の機能に著しい障害を有するもの ・1下肢を足関節以上で欠くもの
		脊幹・脊髄	・脊幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
6	／上肢／下肢／脊幹／脊髄	・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害、または長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	
	精神	・精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
7	重複疾患	・精神の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
		・精神の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

20150401：A6-01-16

No.5-1 国民年金の障害等級表

☑ 障害等級表

※ 障害者手帳の等級とは異なります。

程度	号	障害	障害の状態
1級	1	眼	・両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2	聴覚	・両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	上肢	・両上肢の機能に著しい障害を有するもの ・両上肢のすべての指を欠くもの ・両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
		下肢	・両下肢の機能に著しい障害を有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
	5	脊幹・脊髄	・脊幹の機能に著しい障害を有するもの ・脊幹の機能に著しい障害を有するもの ・脊幹の機能に著しい障害を有するもの ・脊幹の機能に著しい障害を有するもの
		／脊幹・脊髄／肢体／神経系統／呼吸疾患／心疾患／腎疾患／肝疾患／血液・造血器疾患／代謝疾患／慢性新生物／高血圧症／その他の疾患	・前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	6	重複疾患	・精神の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
			・精神の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
7	重複疾患	・精神の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
		・精神の障害若しくは病状、または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

平成27年度版


20150401：A6-01-15

そうですか。しかたないですね。審査の結果を待つことにします。





## No.7-1 いつから受け取れる？


 障害認定日による障害基礎年金（原則） 障-No.8

障害認定日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例1：障害認定日が4月の場合

**5年以内の分のみの受取り**

障害認定日から5年を過ぎている場合は、請求日から5年より前の分は時効により受け取ることができません。  
また、「年金裁定請求の遅延に関する申立書」の添付が必要となります。

 事後重症による障害基礎年金 障-No.9

請求日が属する月の翌月分から受け取ることができます。

例2：請求日が4月の場合

いつから



障害基礎年金の支給が決定になりますと、障害認定日が属する月の翌月分から受け取ることができます。仮に障害認定日である平成26年11月5日に障害等級に該当した場合には、平成26年12月分から受け取ることができます。

今は平成27年5月ですが・・・年金はどのように支払われるのでしょうか。



## No.7-3 いつから受け取れる？

✔ いつから入金されるのか

## No.16-4 請求後の流れ

## ● 年金振込通知書

The image shows two versions of a pension payment notification form. The left form is a standard form with a blue header and a table of payment details. The right form is a more detailed form with a table of payment details and a section for '年金手続について' (About the pension procedure).

## &lt;通常の入金&gt;

- 偶数月の15日に入金されます。
- 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、14日の営業日に入金されます。



初回分は、年金証書が届いてからおおむね50日くらいで指定口座に振り込まれます。直近の偶数月の前月までの分がまとめて支払われます。審査が順調に進んだ場合には8月頃までに年金証書が届きます。10月に振り込まれる場合には、平成26年12月から平成27年9月までの分がまとめて振り込まれます。繰り返しますが、これは審査が滞りなく進んだ場合のお話です。初回分が振り込まれる月の上旬に年金証書とは別にこちらの年金振込通知書が届きます。詳しくは振込通知書で内容をご確認ください。

### No.7-3 いつから受け取れる？

いつから入金されるのか

<最初の入金>

- ・初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- ・最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2か月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。  
 ※年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。

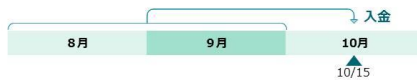


<通常の入金>

- ・**偶数月の15日**に入金されます。
- ・土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、13日の金曜日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



2回目以降はどのように入金されるのでしょうか。



偶数月の15日に、前の2か月分がまとめて支払われます。



わかりました。父にも伝えておきます。



### No.18-1 法定免除制度

#### ✓ 制度のご説明

第1号被保険者が法で定められる要件に該当したとき、当然に保険料の納付が免除される制度です。

#### ✓ 対象となる方

- 1 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方
- 2 生活保護法による（生活扶助）を受けている方  
※外国籍の方は申請免除の要件となります。
- 3 若年者納付猶予の特例（ハンセン病療養所、国立保険所など）に入所している方

#### ✓ 年金の給付はどのような？

- 法定免除を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間および年金額に算入されず。
- ※老齢基礎年金の場合、1か月を2分の1として計算され、支給されます（平成21年3月分までは1か月を3分の1として計算されます）。また、10年以内であれば返納も可能です。
- 免除理由該当日の属する月の前月分から免除理由消滅日の属する月分までの期間、保険料の納付は免除されます。



#### 【特例保険料】

・法定免除に該当した時点において、既に保険料が前納されている場合、法定免除該当日の属する月以後の期間に係る保険料については、充当または還付されます。

平成27年度版

20150401：A2-01-11

### No.16-1 申請免除・若年者納付猶予制度

#### ✓ 制度のご説明

本人・世帯主・世帯員それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の金額または一部の納付が免除されます。

定額保険料（月額）	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	15,590円	15,250円	15,040円	14,980円
免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	3,900円	3,810円	3,760円	3,750円
半額免除（2分の1納付）	7,800円	7,630円	7,520円	7,490円
4分の1免除（4分の3納付）	11,690円	11,440円	11,280円	11,240円
若年者納付猶予	0円	0円	0円	0円

#### ✓ 対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・若年者納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				
適用基準	申請者・申請者の世帯員が、世帯主3名以下の世帯の所得が基準に該当することが必要です。（P.45の適用基準参照）				有職者・申請者の世帯員2名の世帯の所得が法定給付基準に該当することが必要です
免除・若年者納付猶予を受けられる期間	7月から6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できません（更新手続きが必要です）				できます（一部不可）
特例を受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納付した場合の				
	8分D4	8分D5	8分D6	8分D7	年金額に反映されません
保険料の納付	1日以内であれば、さかのぼって納付することができます（一定期間を経過している場合は、当分の保険料に追加がかかります）				
	（※）平成21年4月以後の期間である場合				

平成27年度版

20150401：A2-01-11



次に、こちらをご覧ください。  
障害基礎年金を受けている方は、法定免除と  
いって国民年金保険料の納付が免除されます。  
今回の請求とは別の届出が必要となりますので、  
年金証書が届きましたら、速やかにこちらの  
窓口へお越しください。



へえ。そういう仕組みだとは知りませんでした。  
父はもう働くのは難しいと思うので助かる  
でしょう。



いまご説明した法定免除の制度は、障害認定日  
の属する月の前月以後の期間が届出の対象と  
なります。仮に障害認定日である平成26年11月  
5日に障害等級に該当した場合には、平成26年  
10月以後の期間が免除となります。お父様の  
場合、平成24年9月以後の期間にかかる保険料  
が未納となっておりますので、申請免除の利用  
も検討してください。こちらをご覧ください。



将来、障害の程度が2級よりも軽くなると障害基礎年金は支給停止となります。今後、障害の程度が軽くなる可能性があって、老後の生活に備えて老齢基礎年金を受給したくないとお考えの場合は、保険料を納付することも可能です。



わかりました。父とも相談して申請したいので、今日この場で申請書を出して、できるだけ早く窓口に来たいです。

### No.18-1 法定免除制度

#### ☑ 制度のご説明

第1号被保険者が法で定められる要件に該当したとき、当然に保険料の納付が免除される制度です。

#### ☑ 対象となる方

- 1 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方
- 2 生活保護法による「生活扶助」を受けている方  
※外国籍の方は申請免除の要件となります。
- 3 若年免除対象が認定される期間（ハンセン病療養所、国立保険所など）に入所している方

#### ☑ 年金の給付はどうなるの？

- 法定免除を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間および年金額に算入されず。
- 若年基礎年金の場合、1か月を2分の1として計算され、支給されます（平成24年3月分までは1か月を3分の1として計算されます）。また、10年以内であれば返納も可能です。
- 免除理由が該当日の属する月の前月分から免除理由消滅日の属する月分までの期間、保険料の納付が免除されます。



#### 【特給保険料】

■ 法定免除に該当した時点において、既に保険料が前納されている場合、法定免除該当日の属する月以後の期間に係る保険料については、充当または還付されます。

### No.16-1 申請免除・若年者納付猶予制度

#### ☑ 制度のご説明

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の金額または一部の納付が免除されます。

定額保険料（月額）	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	15,590円	15,250円	15,040円	14,980円
免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	3,900円	3,810円	3,760円	3,750円
半額免除（2分の1納付）	7,800円	7,630円	7,520円	7,490円
4分の1免除（4分の3納付）	11,690円	11,440円	11,280円	11,240円
若年者納付猶予	0円	0円	0円	0円

#### ☑ 対象となる方

- 学生の方は、学生納付特別制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・若年者納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				30歳未満の第1号被保険者（30歳になる月の前月まで）
審査基準	申請者・申請者の配偶者・世帯主3名のそれぞれの所得が基準に該当することが必要（p.45の表参照）				有職者・申請者の配偶者2名のそれぞれの所得が法定給付基準に該当することが必要です
免除・若年者納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます（一部不可）	できません（更新手続きが必要です）	できません（一部不可）	できません（一部不可）	
毎季受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納付の場合の				年金額に反映されません
保険料の納付	8月D4	8月D5	8月D6	8月D7	
保険料の納付	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます（一定期間を経過している場合は、当時の保険料に追加がかかります）				

（※）平成24年4月以後の期間である場合





### No.17-2 受取りはじめたら

#### ☑ 受給している障害年金にかかる障害の程度が変わったとき

障害の程度が変わったときは、日本年金機構の審査や受給権者の請求により、年金額が改定されます。

障害が重くなったとき

- 受給権者が改定の請求を行う場合は、「障害基礎年金の受給権発生日」または「日本年金機構の審査を受けた日」から1年を経過した日以後でなければ、改定の請求ができませんでしたが、明らかに障害の程度が重くなったときは、1年を経過しなくても請求できるようになりました。
- 改定請求があった月の翌月から年金を受け取れます。

障害の程度が2級より軽くなったとき

- 2級より軽くなっている期間について障害基礎年金の受取りを停止されます。
- 再び2級以上になった場合に申請、審査により年金の受取りが再開されます。

厚生労働省令で定められている1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合とは、受給権を取得した日、または障害の程度の審査を受けた日のどちらか遅い日以後に、該当した場合に限ります。

平成27年版

20150401 | A6-01-50

### 17-3 受取りはじめたら

#### 1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合

省令で定められている1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合とは、うな場合になります。

障害	障害の状態
視覚・言語機能	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	3 8等分した視野のそれぞれの方向につき測定した両眼の視野がそれぞれ15度以内のもの
聴覚・言語機能	4 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの、かつ、8等分した視野のそれぞれの方向につき測定した両眼の視野の合計がそれぞれ15度以下のもの
	5 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	6 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	7 喉頭を全て摘出したもの
	8 両上肢のすべての指を欠くもの
	9 両下肢を足関節以上で欠くもの
	10 両上肢のおや指およびひとし指、または中指を欠くもの
	11 1上肢のすべての指を欠くもの
	12 両下肢のすべての指を欠くもの
	13 1下肢を足関節以上で欠くもの
	14 四肢または手指もしくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害または脊髄の病変等によるものについては、当該状態が9か月を超えて継続している場合に限る。）（※）

（※）14の場合は、完全麻痺の範囲が広がった場合も含みます。

平成27年版

20150401 | A6-01-51



次にこちらをご覧ください。  
今お話ししたのは障害の程度が2級より軽くなった場合でしたが、今度は逆に、障害の程度が重くなった場合のお話です。  
仮に今回の請求により、障害等級2級の障害基礎年金が決定された場合、年金額の改定を請求できる場合があります。受給権発生日から1年経過後、傷病によっては1年を待たずに請求できる場合があります。障害の程度が重くなったときなどにはご相談ください。

わかりました。覚えておきます。



以上が私からの説明となります。お疲れ様でした。他にお尋ねになりたいことはございますか？

いえ、大丈夫です。



### 【国民年金】障害基礎年金 説明事項のご確認

#### ● 初診日（初めて医師の診察を受けた日）

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	年金の請求に必要な初診日の前日における納付要件（3分の2、1年）等を確認しました。
<input type="checkbox"/>	手続きにあたっては、病型等の審査の過程で、申出のあった「初診日」が変更になる可能性があります。（それ以外に、納付の要件や障害認定日が変わってくる場合があります。）

#### ● 障害認定日（初めて医師の診察を受けてから1年6か月を経過した日、または 症状が固定した日）

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	初診日から1年6か月を経過しています。
<input type="checkbox"/>	初診日から1年6か月以内で、症状が固定しているとみなされます。
<input type="checkbox"/>	症状が認定しているかどうかは、診断書等をもとに審査をします。審査した結果、症状が固定していないと判断される場合もあります。

#### ● 障害の程度（請求方法）

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	障害の程度は、日本年金機構の審査の結果により、障害基礎年金を受け取る要件に該当しない場合があります。
<input type="checkbox"/>	障害認定日に軽かった傷病が、その後重くなったことによる請求方法（65歳未満で請求）があります。（受取りは請求した月の翌月から対象になります。）
<input type="checkbox"/>	障害認定日に軽かった傷病に新たな傷病が知り、65歳前に初めて2級以上の障害に該当することによる請求方法があります。（受取りは請求した月の翌月から対象になります。）

裏面に続く

20150401 : A6-06-1

#### 年金額の改定（年金額の変更）

説明事項
障害給付を受けている傷病が重くなったことにより、障害等級の変更を請求する場合があります。（65歳を過ぎると請求できない場合があります。）
障害の程度が軽減して、障害等級に該当しなくなるなど年金の支給が停止されます。

#### R（年金の権利が複数ある方）の続き

説明事項
障害基礎年金を選択した場合、別項の障害給付が調整になります。
受け取る年金の変更は、年金受給選択申出書の受付月の翌月からとなります。

#### その他

説明事項
審査の結果、障害基礎年金を受け取る要件に該当しなかった場合でも、診断書等作成費用をご負担いただくこととなります。
障害基礎年金の審査にあたっては、様々な審査を行うことから、決定までに時間がかかることがあります。
年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は時効によりお受取りできません。

説明事項について説明を受けました。 平成○○年○月○日

氏名

20150401 : A6-06-2



では、最後に、こちらに私からご説明した重要事項をまとめております。ここに書かれている内容についてご確認を受けたことをご確認のうえ、こちらと遠藤様の氏名のご記入をお願いいたします。

はい。わかりました。この控えをもらえますか？



かし

請求するまで、ご迷惑をおかけしていただき申し訳ありません。誠にありがとうございました。





# 障害基礎年金

